

平成 18 年 8 月号



服部社会保険労務士事務所
労働保険事務組合服部労務管理センター
服部行政書士事務所
服部事務所だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生 5 - 5 - 5
電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775
e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp
<http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

年金分割時の受給額通知サービスを 10月から開始 社保庁

社会保険庁は、夫婦が離婚した場合に、夫が受け取る年金のうち妻が最大半分まで受給することができる、離婚時の厚生年金の分割制度が来年4月からスタートするのを前に、夫婦の一方から照会があった場合に、分割した場合の受給額を本人に通知するサービスを10月から始めます。額の決定には、結婚期間や妻が会社員のときに支払った保険料等が勘案されます。

新高齢者医療制度における保険料標準モデルは月 6,200 円

厚生労働省は、75 歳以上の全員から保険料を徴収する新高齢者医療制度(2008 年度スタート)において、夫婦とも厚生年金の平均額(208 万円)を受給している高齢者1人あたりの月額保険料の標準モデルを6,200円とする目安を示しました。低所得者の保険料は2,500円、1,500円、900円の3段階で軽減する見込みです。

お知らせ 当事務所のお盆休みについて

誠に勝手ながら、下記の通りとさせていただきます。ご注意ください。

8月12日(土)～15日(火).....お休み

8月16日(水)からは通常通り

ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

出産育児一時金を健保から医療機関に直接支給 年内にも

厚生労働省は、現在は出産の約1カ月後に現金で対象世帯に支給している出産育児一時金の支払方法を、健康保険から医療機関に直接支給する方式に改める改善策をまとめました。年内にも実施される見込みで、事前の申請は出産予定日の1カ月前から受け付けます。支払方法の変更により、平均で約32万円かかる分娩費用を事前に用意する必要がなくなります。

